

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約一部改正新旧対照表

改正後	現行
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約 平成16年4月8日制定 (略) 令和7年3月24日一部改正 <u>令和7年8月 日一部改正</u> 目次 (略) 第1章～第6章 (略) 第7章 会計 (事業年度) (略) (資金) 第26条 推進会議の資金は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金 (2) 物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業補助金 <u>(3) 米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業補助金</u> (4) 負担金 <u>(5)</u> その他の収入	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約 平成16年4月8日制定 (略) 令和7年3月24日一部改正 目次 (略) 第1章～第6章 (略) 第7章 会計 (事業年度) (略) (資金) 第26条 推進会議の資金は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金 (2) 物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業補助金 (3) 負担金 (4) その他の収入

(資金の取扱い) 略 (事務経費支弁の方法等) 略 (予算の繰越し) 略 (暫定予算等) 略 (監査等) 略 第8章～第9章 略 <u>附則（令和7年8月 日）</u> <u>この規約は、令和7年8月 日から施行する。</u>	(資金の取扱い) 略 (事務経費支弁の方法等) 略 (予算の繰越し) 略 (暫定予算等) 略 (監査等) 略 第8章～第9章 略 _____ _____
---	--

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約

平成16年 4月 8日制定
平成17年 4月18日一部改正
平成19年 3月27日一部改正
平成19年 6月18日一部改正
平成19年12月25日一部改正
平成20年 6月20日一部改正
平成21年 3月27日一部改正
平成21年 6月16日一部改正
平成22年 5月12日一部改正
平成23年 5月23日一部改正
平成24年 3月21日一部改正
平成25年 3月14日一部改正
平成26年 3月12日一部改正
平成26年12月17日一部改正
平成27年 1月21日一部改正
平成27年 7月 7日一部改正
平成28年 6月14日一部改正
平成28年12月16日一部改正
平成29年 6月16日一部改正
令和元年 6月 6日一部改正
令和2年 3月27日一部改正
令和3年 2月26日一部改正
令和4年11月30日一部改正
令和6年 6月 4日一部改正
令和7年 3月24日一部改正
令和7年 8月 日一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 会員等（第5条－第8条）
- 第3章 役員等（第9条－第12条）
- 第4章 総会（第13条－第19条）
- 第5章 事務局等（第20条－第22条）
- 第6章 専門部会（第23条－第24条）
- 第7章 会計（第25条－第30条）

第8章 規約の変更、解散及び残余財産の処分（第31条―第32条）

第9章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この協議会の名称は、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）とする。

（事務局）

第2条 推進会議は、主たる事務局を福島市杉妻町2番16号に置く。

（目的）

第3条 推進会議は、行政と農業者団体等との連携を図り、戦略作物の生産振興、地域における需要に応じた米の生産の推進、水田農業改革の推進、経営所得安定対策等の推進その他地域農業の振興等に資することを目的とする。

（事業）

第4条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） 経営所得安定対策等の推進に関すること。
 - （2） 米の需給に関する情報提供に関すること。
 - （3） 地域農業再生協議会の指導に関すること。
 - （4） その他推進会議の目的を達成するために必要なこと。
- 2 推進会議は、前項に関する事務の一部を、会長が別に定める団体に委託して実施することができる。

第2章 会員等

（推進会議の会員）

第5条 推進会議は、次に掲げるものをもって構成する。

福島県 福島県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会福島県本部 福島県米穀肥料協同組合 福島県米麦事業協同組合 福島第一食糧卸協同組合 福島県市長会 福島県町村会 福島県担い手育成総合支援協議会 福島県耕作放棄地対策協議会 公益財団法人福島県農業振興公社（農地中間管理機構）

（届出）

第6条 会員は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったときは、遅滞なく推進会議にその旨を届け出なければならない。

（退会）

第7条 会員は、退会しようとするときは、その旨を推進会議に届出なければならない。

- 2 会員が解散した時は、退会したものとみなす。

（除名）

第8条 推進会議は、会員が推進会議の会員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、推進会議は、その総会の開催の日の7日前までに、その会員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第9条 推進会議に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 監事

2 会長は、福島県農林水産部技監の職にあるものを充てる。

3 副会長は、会員たる組織・団体の役職員の中から、総会において2名を選任し、任期は2年とする。

4 監事は、福島県市長会事務局長及び福島県町村会事務局長の職にあるものを充てる。

5 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第10条 会長は推進会議を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して推進会議の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 推進会議の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の解任)

第11条 推進会議は、役員が推進会議の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、推進会議は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員の報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 推進会議の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第10条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定による請求があったときは、会長はその請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面をもって会員に通知してしなければならない。ただし、会員全員の同意があり、かつ会議の目的たる事項が第17条第4号又は第5号に掲げるものでないときは、招集の手続を経ないで総会を開催することができる。
- 3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表を行う。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の表決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された会議の目的たる事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項であって第17条第4号又は第5号に該当しないものにあつては、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他推進会議の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の3分2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) この規約の変更
- (2) 業務方法書の変更
- (3) 推進会議の解散

(4) 会員の除名

(5) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第 18 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された会議の目的たる事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに推進会議に到着しないときは、無効とする。

3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を推進会議に提出しなければならない。

4 第 1 項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次に掲げる事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 会員の現在数、出席会員数及び出席会員の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、主たる事務局に備え付けておかなければならない。

第 5 章 事務局等

(事務局)

第 20 条 総会の決定に基づき推進会議の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局の構成は次に掲げるとおりとする。

(1) 福島県

(2) 福島県農業協同組合中央会

(3) 全国農業協同組合連合会福島県本部

(4) 福島県米穀肥料協同組合

(5) 福島県米麦事業協同組合

(6) 福島第一食糧卸協同組合

(7) 福島県担い手育成総合支援協議会

3 前項各号の事務局の構成団体には、各事務の区分ごとに責任者を置く。

4 推進会議は、業務の適正な執行のため事務局長を置き、福島県水田畑作課長をもって充てる。

5 事務局長は、業務を総括して会務を処理する。

(業務の執行)

第 21 条 推進会議の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次に掲

げる規程による。

- (1) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程
- (2) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）
- (3) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程
- (4) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議公印取扱規程
- (5) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議内部監査実施規程
- (6) その他必要な規程

（書類及び帳簿の備付け）

第 22 条 推進会議は、主たる事務局に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) この規約及び前条各号の規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号の規程に基づく書類及び帳簿

第 6 章 専門部会

（専門部会の設置）

第 23 条 推進会議は、第 3 条及び第 4 条第 1 項第 3 号にもとづく水田を活用した作物の産地確立の推進をはかるため、総会の決議により専門部会を設置することができるものとする。

（専門部会の構成と運営）

第 24 条 各専門部会の構成及び運営方法については、会長が別に定める専門部会設置要領で定めるものとする。

- 2 専門部会は、その目的達成のために必要な場合には、推進会議会員以外も構成員となることができるものとする。

第 7 章 会計

（事業年度）

第 25 条 推進会議の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

（資金）

第 26 条 推進会議の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金
- (2) 物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業補助金
- (3) 米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業補助金
- (4) 負担金
- (5) その他の収入

(資金の取扱い)

第 27 条 推進会議の資金は、資金の種類ごとに区分経理することとし、その取扱方法は業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 28 条 推進会議の事務に要する経費は、第 26 条各号に掲げる資金をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 推進会議の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(予算の繰越し)

第 29 条の 2 資金の種類が負担金であるもののうち、年度内に支払義務が生じなかったものがあるときは、会計処理規程で定めることにより、その額の一部又は全部を翌年度に繰り越して使用することができる。

(暫定予算等)

第 29 条の 3 会長は、必要に応じて、推進会議の一事業年度のうち一定期間に係る暫定事業計画及び暫定予算を定め、執行することができる。

- 2 前項の暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、当該年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(監査等)

第 30 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 7 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

- 3 会長は、第 1 項の書類及び監査報告書について、総会の承認を得た後、これを主たる事務局に備え付けておかなければならない。

第 8 章 規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第 31 条 この規約および第 21 条各号の規程に変更があった場合には、推進会議は、遅滞なく東北農政局長に届出なければならない。

(事業終了後の場合の残余財産の処分)

第 32 条 第 4 条第 1 項第 1 号の事業が終了した場合及び推進会議が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産がある場合、第 4 条第 1 項第 1 号の事業については福島県知事に、その他の国費相当額については実施した事業の実施要綱その他規程の定め

るところにより東北農政局長に、それぞれ返還する。

- 2 推進会議の資金のうち、第29条の2に基づき繰り越す額を超える負担金については、各負担者の負担割合に応じて精算するものとする。
- 3 前2項以外の残余財産については、総会の議決を経て推進会議の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

第33条 この規約に定めるもののほか、推進会議の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成16年4月8日から施行する。
- 2 推進会議の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第29条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則（平成17年4月18日議決）

- 1 この規約は、平成17年4月18日から施行する。
- 2 推進会議の平成17年度の事業計画及び収支予算は、改正前の第29条の規定にかかわらず、平成17年度第1回臨時総会の定めるところによる。

附 則（平成19年3月27日議決）

この規約は、東北農政局の承認を受けた日から施行する。

附 則（平成19年6月18日議決）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日議決）

この規約は、平成19年7月25日から施行する。

附 則（平成20年6月20日議決）

この規約は、平成20年6月20日から施行する。

附 則（平成21年3月27日議決）

この規約は、平成21年3月27日から施行する。

附 則（平成21年6月16日）

この規約は、平成21年6月16日から施行する。

附 則（平成22年5月12日）

- 1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例による。

附 則（平成23年5月23日）

- 1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 地域水田農業活性化緊急対策実施要綱に係る取組及び平成22年度以前に行われた水

田農業構造改革対策実施要綱等に係る取組については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 21 日）

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 14 日）

1 この規約は、平成 25 年 3 月 14 日から施行する。ただし、附則第 2 項及び第 3 項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

2 第 3 条中及び第 4 条中「農業者戸別所得補償制度」を「経営所得安定対策」に改める。

3 第 26 条中「水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金」を「水田農業改革支援事業（直接支払推進事業費）補助金」に改める。

附 則（平成 26 年 3 月 12 日）

この規約は、平成 26 年 3 月 12 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 17 日）

この規約は、平成 26 年 12 月 17 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 21 日）

この規約は、平成 27 年 1 月 21 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 7 日）

この規約は、平成 27 年 7 月 7 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 14 日）

この規約は、平成 28 年 6 月 14 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 16 日）

この規約は、平成 28 年 12 月 16 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 16 日）

この規約は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 6 日）

この規約は、令和元年 6 月 6 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日）

この規約は、令和 2 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 26 日）

この規約は、令和 3 年 2 月 26 日から施行する。

附 則（令和 4 年 11 月 30 日）

この規約は、令和 4 年 12 月 21 日から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月 4 日）

この規約は、令和 6 年 6 月 4 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 24 日）

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 8 月 日）

この規約は、令和 7 年 8 月 日から施行する。